

新学期以降の新座市立小・中学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、**マスクの着用を求めないことを基本とする。**
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ・ 学校教育活動の中で、「**感染リスクが比較的高い学習活動**」の実施に当たっては、**活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じる。**これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様である。

【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ① 児童生徒が対面形式となるグループワーク等
- ② 一斉に大きな声で話す活動
- ③ <理科> 児童生徒がグループで行う実験や観察
- ④ <音楽> 児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ⑤ <図画工作、美術> 児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ⑥ <家庭、技術・家庭> 児童生徒がグループで行う調理実習
- ⑦ <体育、保健体育> 組み合ったり接触したりする活動

【一定の感染症対策の例】

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時にあけて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測する。
 - ・ 近距離で向かい合っただけの発声、歌唱等は避ける。
 - ・ 共用又は備え付けの用具・器具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ※ 詳細は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023. 4. 1Ver. 9)参照

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- ・ 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、**マスクの着用を求めないことを基本とする。**
- ・ 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。
- ・ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこととする。
- ・ また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮、参加人数の制限を行う必要はないこととする。

2 効果的な換気の実施について

- ・ 引き続き、効果的な換気の実施をする。
 - ・ 換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効である。
- <効果的な換気方法の例>
- ・ 対角線上に窓と扉を1か所ずつ10cm開ける。
 - ・ サーキュレーター等を使用し、空気の流れを作り、教室内の換気を補助する。

3 給食等の食事をとる場面における対策について

- ・ 給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。
- ・ その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。